

地域雇用開発助成金 地域雇用開発コースのご案内

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」は、雇用情勢の厳しい地域等で、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

助成金の要件

対象となる事業主

雇用情勢の厳しい地域（→裏面Q1参照）などで、事前に計画書を提出した上で事業所の設置・整備を行い、対象労働者を3人（創業の場合は2人）以上雇い入れた事業主が対象です。

対象労働者の主な要件

- 雇い入れ日時点で、地域に居住する求職者であること※1
- ハローワークなどの紹介で雇い入れられた求職者であること
- 雇い入れ当初から、雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者であること
- 継続して雇用する労働者※2として雇い入れられること

※1 事業所を過疎等雇用改善地域もしくは特定有人国境離島等地域（→裏面Q1参照）に設置する場合、事業所の所在地を管轄するハローワークの管轄区域外から区域内に、申請書の提出完了日までに住所を移転する求職者なども対象労働者となります。

※2 対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が完了日から2年後の日以降までであることをいいます。

対象となる費用

次の(1)～(3)をすべて満たす施設または設備にかかる費用が対象です（→裏面Q2参照）。

- (1) 雇用の拡大のために必要な事業の用に供されるものであること
- (2) 計画期間（最長18か月間）内に設置・整備が行われるものであること
- (3) 1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上であること

助成額

設置・整備に要した費用や対象労働者の増加人数などに応じて、以下の表の額を支給します。（1年ごとに3回支給）

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額が上乗せされます。

※2 創業の場合は、※1にかかわらず、対象労働者の増加人数2人から対象とし、初回の支給時に（ ）内の額が支給されます。

※3 上記表は令和5年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください。

裏面に、この助成金に関するQ&Aや支給申請の流れなどを掲載しておりますので、ご参照ください

よくある質問とその回答

Q1 「雇用情勢が厳しい地域」とはどのような地域を指しますか？

A1 「雇用情勢の厳しい地域」とは、次の①～③の地域を指します。

- ① 同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）
- ② 過疎等雇用改善地域（若年層・壮年層の流出が著しい地域）
- ③ 特定有人国境離島等地域

※ 福岡地域の具体的な市町村名は、4ページの「対象地域一覧」でご確認ください。

※ ①～③の地域以外であっても特例措置により本助成金の対象となる場合があります（3ページ参照）。

Q2 具体的にどのような費用が対象として認められますか？

A2 例えば、以下のような費用が対象として認められます。

ただし、すべて1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上である必要があります。

- ◆ 事業所の新設または増設工事費用、内装工事費用
- ◆ 不動産購入費用
- ◆ 動産の購入費用（機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機、運搬器具など）
- ◆ 事業所や動産の賃借またはリース費用 など

注意！
右の費用は
助成の対象外です

- ・ 計画期間外に引き渡しや支払いがあった施設・設備にかかる費用
- ・ 賃貸借契約により賃料を得る施設・設備
- ・ 各種税金（消費税を除く）、各種保険料、振込手数料
- ・ 土地購入・土地賃借費、光熱料、外構費、内訳のない諸経費など

受給の手続き

: 事業主が行う手続き

: 事業主が事業所内で行う取り組み

計画日

- ① 「計画書」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

計画期間（最長18か月）

- ② 地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備を行う（300万円以上）
- ③ 要件を満たす労働者を雇い入れ、3人（創業の場合は2人）以上増加させる

完了日

- ④ 「完了届（第1回支給申請書）」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

1年間

被保険者数の維持 対象労働者数の維持 対象労働者の定着

支給申請

- ⑤ 「支給申請書（2回目）」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

1年間

被保険者数の維持 対象労働者数の維持 対象労働者の定着

支給申請

- ⑥ 「支給申請書（3回目）」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

※ 支給申請書提出後、書類審査に加え、原則として事業所の実地調査を行います。

この助成金の受給には、このリーフレットに掲載されていない各種要件があります。
ご不明な点は、福岡労働局福岡助成金センターへお問い合わせください。

特例措置

地域活性化雇用創造プロジェクト※¹ 参加事業主に対する特例

対象事業主	厚生労働大臣が選定した地域活性化雇用創造プロジェクト（通称：地プロ）を実施する都道府県の承認を受けた事業主			
主な受給要件	地プロが実施される区域内に事業所を設置・整備の上、対象労働者※ ² を正社員※ ³ として雇い入れること。			
助成額	事業所の設置等の費用と雇い入れで増加した労働者数に応じて、下表の額を助成します（1年ごとに3回支給）。なお、第1回目の支給時に 対象労働者1人あたり50万円が上乗せ支給され、1事業所あたりの上乗せ支給人数は20人が上限です。			
設置・整備費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※¹ 地域活性化雇用創造プロジェクトとは、都道府県が地域の協議会の了承を得て提案する事業の中から、コンテスト方式で正社員雇用の場を確保する効果が高い事業を選定し、その事業を都道府県が主体となって実施する制度です。
- ※² 対象労働者は、実施主体の都道府県に居住する求職者です。
- ※³ 当該事業所で働く通常の労働者（無期雇用かつフルタイム）と、適用される賃金制度と1週間の所定労働時間が同一の者に限ります。
- ※⁴ 創業の場合は、対象労働者の増加人数2人から対象となります。
- ※⁵ 対象となる都道府県名は、4ページの「対象地域一覧」でご確認ください。
- ※⁶ 上記表は令和5年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主に対する特例

対象事業主	認定地方公共団体が作成した認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業※ ¹ に関連する寄附を行った事業主			
主な受給要件	当該事業が実施される地方公共団体※ ² の区域内に事業所を設置・整備の上、対象労働者※ ³ を継続して雇用する労働者として雇い入れること			
助成額	事業所の設置等の費用と雇い入れで増加した労働者数に応じて、下表の額を助成します（1年ごとに3回支給）。なお、 この特例は1事業所あたり1回のみ適用されます。			
設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※¹ 地域の安定的な雇用機会の増大を図る事業に限ります。
- ※² 都市部（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）を除きます。
- ※³ 対象労働者は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が実施される地方公共団体の区域に居住する求職者です。
- ※⁴ 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額が上乗せされます。
- ※⁵ 対象となる都道府県名・市区町村名は、4ページの「対象地域一覧」でご確認ください。
- ※⁶ 上記表は令和5年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください。

全国の対象地域一覧

厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。地域によって、指定期間が異なりますのでご注意ください。

同意雇用開発促進地域



過疎等雇用改善地域



特定有人国境離島等地域



地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例対象地域（注）



（注）埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の区域内に事業所を設置または整備する事業主は対象外です。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主に対する特例対象地域



福岡県の同意雇用開発促進地域

地域名	市区町村名	指定期間
福岡南地域	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	令和8年3月31日まで
福岡西地域	糸島市	令和7年3月31日まで
京築地区	行橋市、豊前町、苅田町、吉富町、みやこ町、築上町、上毛町	令和7年9月30日まで

福岡県の過疎等雇用改善地域

郡市町村名	管轄公共職業安定所	指定期間
北九州市（馬島・藍島の区域）	小倉	令和6年3月31日まで
福岡市（玄海島、小呂島の区域）	福岡西	令和6年3月31日まで
宗像市（旧宗像郡大島村、地島の区域）	福岡東	令和6年3月31日まで
糸島市（姫島の区域）	福岡西	令和6年3月31日まで
糟屋郡新宮町（相島の区域）	福岡東	令和6年3月31日まで
田川郡香春町、添田町	田川	令和6年3月31日まで
京都郡みやこ町	行橋	令和6年3月31日まで
築上郡上毛町、築上町	行橋	令和6年3月31日まで

（問い合わせ先一覧）

* 詳細は、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」をご覧ください。
* ご不明な点は、福岡労働局福岡助成金センターにお尋ねください。

